

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令案についての意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

○ 御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見の概要	回答
<p>漁業法施行規則第19条第2項第1号にロを新設し、報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符合の報告を求めています。遊漁者など漁業許可等を受けていない者は当該符号等を報告することができず、漁業法第192条に規定する報告義務違反になるのではないのでしょうか。</p>	<p>現行の漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第19条第2項では、漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕をした者の報告事項として、報告者の氏名及び住所、管理区分、採捕に係る特定水産資源の陸揚げ日等を定めているところです。</p>
<p>漁業法施行規則第19条第2項第1号にロを新設し、報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符号の報告を求めています。報告すべき者が漁業の許可、承認、若しくは届出済証を有していることが前提なのではないでしょうか。</p>	<p>今般の同項第1号ロの新設は、現行の氏名及び住所の報告に代えて、報告者を識別するための番号等（スマート水産業情報システムにおける漁業者IDを想定）を報告することを可能にするものであり、報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符合の報告を報告事項として必須化するものではありません。</p>
<p>規則第19条第4項として新設された特別管理特定水産資源に係る水揚げの報告期間は特例を除き3日以内としているが、これに違反した場合、漁業法第192条に規定する罰則「1年以下の拘禁刑又は50万円以下に罰金」が科せられるのでしょうか。</p> <p>拘禁刑を伴うような重大な違反に対し、公平な取り締まりが可能かどうか疑問です。そもそも陸揚げ時に公的機関が現場を一切確認しておらず、性善説に基づく書類審査だけで判断しています。しかも、JFグループの販売事業を実施する組織は報告体制が整っているが、公設市場は屋号等の匿名性が高い者からの魚も受け入れているのが現状です。JFグループに出荷する者だけが不利益を被ることがないように、水揚げ現場での水揚確認体制から根本的に見直すべきだと考えます。</p> <p>日本が見本としているヨーロッパなどのTAC導入先進国にあっては、漁獲量の把握がしっかりできており、大規模漁船には公的係官が乗船し、小規模な漁業にあっては陸揚げ港ごとに係官が常駐し管理しています。日本だけがTACを配分した後、公的機関が水揚げを正確に管理しておらず、泥棒に縄を預けた状態です。このような状況で罰則だけ強化しても意味がないと考えます。このままでは闇に消えるマグロが増えるだけで日本の漁業が崩壊しかねないことを真剣に考えてほしいです。</p>	<p>まず、漁業法施行規則第19条第4項において、漁獲割当管理区分以外の管理区分における特別管理特定水産資源の報告期日は原則3日と定めておりますが、同項のただし書において、特別管理特定水産資源の特性、その採捕の実態及び地域における取引状況を勘案し、報告期日を陸揚げ日から3日以内とするのが適当でないと認める場合には、当該期日を資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とすることができる旨を規定しており、各都道府県における採捕の実態等を踏まえて柔軟に報告期日を設定できるよう措置しているところです。</p> <p>また、これに違反した場合には、御認識のとおり、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号。以下「改正法」と言います。）による改正後の漁業法第192条の規定により、当該違反行為をした者は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることとなります。</p> <p>なお、陸揚げ時の監視については、その強化を目的に、昨年4月に、漁獲監理官を水産庁内に新設したところであり、太平洋クロマグロの主要な陸揚港において、立入検査や巡回指導を行っているところです。また、令和5年</p>

	<p>度補正予算において、産地市場等で陸揚げの状況等を常時監視できる設備、体制等をモデル的に検討する事業を措置しています。</p> <p>水産庁としましては、こうした人員や予算を有機的に連携させながら、陸揚げ時も含めた取締体制の確実な運用に努めてまいります。</p>
<p>本省令案によりTAC報告の期限を1か月以内から3日以内に短縮することについて、水揚げ時の仮計量の値を用いた場合、報告重量が実際の重量よりも過大となり、ひいては漁獲枠を本来以上に消化してしまうこととなるため、漁業者の理解は得づらいと思います。また、仮の伝票となるため、適切な管理が難しくなることが想像されます。</p> <p>さらに、ISCにおける資源評価でも、我が国の主産地である下北地域を含むこうした課題を抱える地域で漁獲量が過大報告されることによって適切な評価が為されず、漁業者に過度なTAC管理の負担を強いることとなると予想されます。</p> <p>第4管理期間の開始時に、報告重量は最終的な計量値でよろしいという水産庁の見解に基づき、地元で体制整備されてきたものであり、今般の案のとおり制度改正した場合、人員不足に苦しむ漁協にさらなる負担を強いることになると考えられ、仮に、3日以内に仮計量の値を入力し、後日、伝票の値に修正するとしても、この方法では漁協職員の作業量がこれまでと比較して2倍になるため、負担としてあまりにも大きいと予想されます。</p> <p>以上の理由から、今般の改正案は漁業・流通現場の状況を見越したものであり、あまりにも拙速な措置であると感じます。クロマグロTAC報告の厳格化に関しては異論ありませんが、とても適切な方法とは思えません。再考を強く希望します。</p>	<p>本省令案においては、TACによる資源管理を行っている魚種のうち、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものを特別管理特定水産資源として指定し、仮に報告義務違反等が生じた際に迅速かつ実効性のある取締りができるよう、TAC報告に際しての記録の作成及び保存事項等を規定するとともに、各都道府県へアンケートを実施しその調査結果も踏まえ、報告期日を原則3日と定めているところです。</p> <p>その上で、本省令案の漁業法施行規則第19条第4項のただし書において、特別管理特定水産資源の特性、その採捕の実態及び地域における取引状況を勘案し、報告期日を陸揚げ日から3日以内とするのが適当でない認められる場合には、当該期日を資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とすることができる旨を規定しており、各都道府県における採捕の実態等を踏まえて柔軟に報告期日を設定できるよう措置しているところです。</p> <p>水産庁としましては、漁業者の皆様をはじめとする関係事業者皆様の負担の増加が最小限となるよう、適切に制度を運用してまいります。</p>
<p>漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）の一部改正に係る特別管理特定水産資源の採捕に際しての報告（TAC報告）並びに記録の作成及び保存義務の改正内容の特別管理特定水産資源のTAC報告に係る報告期日が、知事管理区分に関して「陸揚げした日から翌月10日までの間」から「原則3日以内」に改正されることについて、漁業者や漁協等、関係者に対して施行前に丁寧な説明をお願いします。</p>	<p>本省令案においては、TACによる資源管理を行っている魚種のうち、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものを特別管理特定水産資源として指定し、仮に報告義務違反等が生じた際に迅速かつ実効性のある取締りができるよう、TAC報告に際しての記録の作成及び保存事項等を規定するとともに、報告期日を原則3日と定めているところです。</p>

	<p>なお、本省令案の漁業法施行規則第 19 条第 4 項のただし書において、特別管理特定水産資源の特性、その採捕の実態及び地域における取引状況を勘案し、報告期日を陸揚げ日から 3 日以内とするのが適当でないとする場合には、当該期日を資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とすることができる旨を規定しており、各都道府県における採捕の実態等を踏まえて柔軟に報告期日を設定できるよう措置しているところです。</p> <p>水産庁としましては、漁業者の皆様をはじめとする関係事業者皆様の負担の増加が最小限となるよう丁寧に説明を続けていくとともに、適切に制度を運用してまいります。</p>
<p>資源管理のための漁獲可能量は、「中期的に、資源量が回復するため」に有効な数字が設定されているのでしょうか。また、資源の現状、漁獲量の実態調査は、漁業者からの報告だけではなく、科学的に調査分析されているのでしょうか。</p>	<p>太平洋クロマグロについては WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）、IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）の 2 つの国際機関により管理されており、我が国を含む関係国の漁獲上限を定めて、クロマグロ資源を管理しています。</p> <p>この漁獲上限は、国際的な科学者機関である ISC（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）による資源評価の結果を踏まえ、決定されています。</p> <p>2024 年の WCPFC 年次会合において漁獲上限の拡大に合意しましたが、科学者による将来予測において、この漁獲上限の拡大を行っても、中長期的に資源の回復傾向が維持されるとの予測が示されたことを踏まえ、決定したものです。</p> <p>また、ISC の資源評価においては、漁業者からの報告データだけでなく、各国科学者が実施した研究・調査の結果も考慮されております。</p>
<p>漁業者が監視の目を逃れて未報告のまま陸揚げし、漁業者から買い受けた業者がフィレ等に解体したうえで卸売業者など流通業者に出荷した場合、現在の法律と施行規則案では、買受業者の出荷以降は記録・伝達義務の対象とならず、不正を調査することが困難ではないかと思われます。このような手法で不正に流通してしまうことが懸念されます。1 つの対策として、漁業者が陸揚げを事前に告知する仕組みを導入するべきだと思います。EU では陸揚げに先立って、漁業者が陸揚げ予定日時や陸揚げ先を告知する義務があります（規則 1224/2009 の第 17 条）。このような仕組みがあれば、行政による漁港等での監視は、現在よりも効率的かつ確実に行えると思います。もう 1 つの対策として、フィレ・ブロッ</p>	<p>違法に採捕された太平洋クロマグロの流通を防止するため、まずは水揚げ時の監視体制を強化することとし、昨年 4 月に、漁獲監視官を水産庁内に設置し、太平洋クロマグロの主要な陸揚港において、立入検査や巡回指導を行っているところです。また、令和 5 年度補正予算において、産地市場等で陸揚げの状況等を常時監視できる設備、体制等をモデル的に検討する事業を措置したところであり、水産庁としましては、こうした人員や予算を有機的に連携させながら、陸揚げ段階における取締体制の確実な運用に努めてまいります。</p>

ク・サク等の取扱いも記録や情報伝達義務の対象にすべきと考えます。この形態においては、漁船名・陸揚げ日の記録・伝達は困難と思われるますが、国産牛肉やナマコ・アワビでも実施しているように、仕入れたクロマグロのフィレ・ブロック（あるいはその集まり）を各事業者がロットとして扱い、各ロットの販売先を記録する、ロットの統合や分割をしたら前後のロットの対応関係を記録する、というロット単位のトレーサビリティの取組みであれば、実施可能ではないでしょうか。

漁船名を各段階の事業者が記録・伝達することになっていますが、漁船に関する情報が漁船名だけだと、書き間違い／入力間違いが発生しそうです。また将来、不正の疑惑が生じた等の理由で農林水産省等の方が追跡調査をするときには、各段階の事業者から集められる漁船名を照合する必要があると想像されます。このとき、情報を記録した事業者によって表記のゆらぎ（第1 稲荷丸、第一稲荷丸、第1 稲荷丸、のように）があると想定でき、データの照合・集計がしづらいと思います。漁船名だけだと、同一名称の漁船が複数あった場合に区別できない事態も起きそうです。そこで、漁船名に加え、努力義務でも構わないので、漁船登録番号のような漁船固有の記号も併せて事業者間で伝達し、記録することを促したほうがよいと思います。仮に情報を手書きで記録をする場合には大きな負担になってしまいますが、情報を電子的に伝達するならば、記録するシステムの漁船マスタに漁船登録番号を追加しておけばよく、日常業務における追加の負担にはならないと思われます（システムの改修等は必要かもしれません）。

日本のTACやIQの実施においては、漁業者だけに漁獲量の報告を義務づけるのが一般的ですが、漁協等が漁業者から委任を受けて実施することも含め、一者だけの報告に頼ることは無理があると思います。過少申告などの不正だけでなく、うっかりの報告漏れも生じやすいと思います。EU・米国でも実施しているように、漁業者だけでなく、漁業者から買い受ける事業者（例えば産地市場荷受・漁協）にも、「どの漁船/漁業者からどの魚種を何kg 買い受けたか」の記録をし、国等に報告することを義務づけたほうがよいと思います。既に、水産庁の委託事業等で、多くの産地市場や漁協が国や県に陸揚げ量を報告するシステムが整えられているはずで、それらの市場・漁協にとっては追加の負担なく実現で

なお、流通段階については、太平洋クロマグロは、少なくとも消費地段階までは価値の高い解体されるまでの状態での取引が大半であり、そのような固体状態での管理を適切に行うことによりそれ以降の加工品の適正性の確保を図ることが可能であると考えられるとともに、当該加工品はその流通経路が煩雑であり、原料魚の採捕漁船までの補足は現時点で事実上困難であることも踏まえ、太平洋クロマグロの加工品であるフィレ、ブロック、サクなどについては、制度の対象にしないことにしました。

漁船固有の番号も事業者間で伝達及び記録させた方がよいのではないかという点について、現行の太平洋クロマグロの大型魚のTAC報告については、漁業法施行規則第19条第2項第4号に基づき、現在でも船舶等の名称を報告いただいております。このため、仮に流通段階で同一船名の漁獲物があった場合でも、「陸揚げ日」「産地重量」及び「販売先」といったその他の取引記録と組み合わせることで採捕者まで特定可能であることから、最低限必要な情報として、今般の事項の作成及び保存を義務付けることとします。

漁業者にTAC・IQ報告を義務づけるだけでなく、漁業者から買い受ける事業者（例えば産地市場等）にも買い受け量を国等に報告することを義務づけたほうがよいのではないかという点について、今般の制度改正により陸揚げ・流通の各段階において、漁業法及び水産流通適正化法に基づいて個体ごとの重量、陸揚げ日等の記録の作成及び保存並びに情報の伝達等が義務付けられることになり、漁獲物の取引が追跡可能となるため、EU等の管理手法と同様、適切なチェック機能が働く体制を構築できるものと考えております。

きるはずですが。これにより、漁業者からの報告と最初に買い受けた業者との間の報告を照合でき、漏れがないことを確認することができます。	
他省庁及び地方公共団体等とのより良い連携のため、法人である事業者については申請時等において法人番号の提出を行わせた方が良いのではないのでしょうか。	貴重な御意見として承ります。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しております。